



## 団交拒否から一転、 会社が団交に応じる！ 裁判闘争の成果！

会社は、JR東海労が申し入れていた「障害認定者に対する業績考課ランクに関する申し入れ」（『申第15号』）、「組合員の運転士・車掌業務不適格とした医学適性に関する申し入れ」（『申第16号』）、「適用基準が曖昧かつ理不尽な介護休職に関する申し入れ」（『申第17号』）、「行先地における休憩時間の確保に関する申し入れ」（『申第18号』）の4つについて、団交を開催すると表明しました。

この間会社は、協約改訂や期末手当などの申し入れを除き、JR東海労が提出したほぼ全ての申し入れに対し、団交の開催を拒否し続けてきました。他の企業では、労働組合の申し入れには、団交を開催するのが当たり前であり、これは労組法に定められていることです。JR東海は、労組法を無視し続け、労使関係の形骸化を図ってきたのです。

今回、会社が団交に応じることとなった要因は、診断書強要行政訴訟での高裁判決で、組合側が完全勝利したからに他なりません。つまり、参加人である会社の言い分は違法と判断したからです。JR東海労の闘いなくして、団交開催は実現できなかったのです。

しかし、リニアや安全に関する申し入れについて会社は、団交の開催を拒否し、アリバイ的に窓口回答で済ませてきています。また、労働条件の最たる変更となるダイヤ改正に伴う新行路に対しても、団交開催を拒否し、他の企業では存在しない業務委員会という、会社が一方的に説明する場で済ませていきます。一方、JR東海ユニオンは、団交拒否や業務委員会という制度に疑問を持たないどころか、会社と一体となって言われるがままに労使関係の形骸化のために業務委員会なる「説明会」で組合員の切実な要求を圧殺してきたのです。

JR東海労は、御用組合＝JR東海ユニオンを乗り越え、団交開催を実現するという成果を勝ち取りました。これからも、全ての申し入れに対して、団交開催を追求します。